

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-35)

別紙1

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進				担当部局名	総合環境政策局 環境経済課 総合環境政策局 環境計画課				作成責任者名 (※記入は任意)	環境経済課長 大熊 一寛 環境計画課長 岡谷 重雄			
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上								
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。			目標設定の考え方・根拠	国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律。環境情報の提供の促進等による特定事業等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律。国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律				政策評価実施予定時期	平成26年6月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度					
1 環境ビジネスの市場規模(兆円)	約79	H18年度	-	-	-	-	-	-	-	環境産業の市場規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。				
2 環境ビジネスの雇用規模(万人)	約205	H18年度	-	-	-	-	-	-	-	環境産業の雇用規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。				
3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率(%)	-	-	別紙のとおり					各主体のグリーン購入実施率が向上することによって、環境に配慮した製品・サービス等の市場が拡大され、環境ビジネスが促進されることとなるため。						
4 環境報告書公表企業(上場/非上場)(%)	約30/約12	H13年度	-	-	-	-	-	-	-	環境経営を促進することにより、環境報告書公表企業が増加することとなるため。				
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー 事業番号								
	23年度	24年度												
(1) 国等におけるグリーン購入推進等経費(平成14年度)	18 (25)	17 (27)	41	3	グリーン購入法に定められた基本方針等の改定検討を行う。またグリーン購入法に関するブロック説明会を行うことにより、国等を始め、地方公共団体等のグリーン購入の理解の醸成を図る。地方公共団体の環境物品等に対する共通の理解を醸成することによって、地方公共団体のグリーン購入実施率の向上に寄与する。	281								
(2) 環境表示の信頼性確保のための検証事業(平成21年度)	122 (69)	28 (9)	12	3	グリーン購入法に定められる特定調達品目に対して、科学的手法による製品テストを行い、その検証結果等を積極的に情報提供することによって、環境表示の信頼性を確保する。これにより、信頼性が確保された環境物品等が市場に積極的に提供され、グリーン購入の拡大に寄与する。	282								
(3) 製品対策推進経費(平成13年度)	21 (42)	27 (20)	40	3	事業者、消費者にとって相互に有効な環境ラベル等の環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行うとともに、全国各地でのグリーン購入地域ネットワークの構築を促進し、グリーン購入の普及啓発を図る。事業者、消費者に環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行うことにより、民間団体のグリーン購入実施率の向上に寄与する。	283								
(4) 国等における環境配慮契約等推進経費(平成20年度)	38 (27)	34 (27)	27	3	環境配慮契約法に定められる基本方針等の改定検討を行う。また、環境配慮契約に関する全国説明会を行うことにより、国等を始め、地方公共団体等の環境配慮契約の普及推進を行う。国等や地方公共団体の環境配慮契約の取組を拡大することによって、地方公共団体の環境配慮契約実施率の向上に寄与する。	284								

(5)	地球温暖化対策のための税を含む 税制のグリーン化検討経費 (平成14年度)	15 (17)	19 (16)	29	-	地球温暖化対策のための税の導入によるCO2削減効果等に関する分析、更なる税制全体のグリーン化に向けた検討等、税制全体のグリーン化の推進に必要な調査検討を行い、本結果に基づき、税制全体のグリーン化に関する税制改正要望に反映する。	285
(6)	企業行動推進経費 (平成15年度以前)	68 (59)	52 (44)	98	1、4	エコアクション21ガイドライン改定等により、エコアクション21の更なる普及促進を図る。「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の普及促進及び地域金融機関への環境金融の普及促進を行う。環境報告ガイドラインの改定等により企業の環境配慮が促進される仕組みづくりを行う。各施策により、環境経営・環境金融・環境報告を社会の仕組みとして根付かせることにより、企業の自主的な環境配慮行動を後押しする。これにより、環境負荷の低減と経済発展の両立を実現していく。	286
(7)	環境配慮型設備投資の緊急支援 事業(平成24年度)(関連:25-2)	-	429 (429)	-	1、2	金融機関が行う環境に配慮した企業に対する融資制度(環境配慮型融資)のうち、地球温暖化防止のための融資事業に対し、当該融資に係るその利息の一部(1%又は貸付利率の3分の2のうちいずれか低い方の利率を貸付残高に乗じた額)を利子補給を行う。環境配慮型融資を通じて温暖化対策設備投資に係る融資に対して利子補給を行うことにより、環境配慮型融資の普及・拡大を図るとともに、地球温暖化防止のための設備投資等を促進する。本利子補給事業は、3年以内にCO2排出原単位を3%改善(又は5年以内に5%)削減するという誓約を条件としているため、毎年平均1%のCO2排出削減がなされると見込まれる。	288
(8)	環境配慮型経営促進事業に係る利 子補給事業(平成19年度)(関連: 25-2)	-	-	-	1、2	金融機関が行う環境に配慮した企業に対する融資制度(環境配慮型融資)のうち、地球温暖化防止のための融資事業に対し、当該融資に係る利子のうち1%を限度として利子補給を行う。環境配慮型融資を通じて温暖化対策設備投資に係る融資に対して利子補給を行うことにより、環境配慮型融資の普及・拡大を図るとともに、地球温暖化防止のための設備投資等を促進する。本利子補給事業は、5年以内にCO2排出原単位を5%改善又はCO2排出量を5%削減するという誓約を条件としているため、毎年平均1%のCO2排出削減がなされると見込まれる。なお、本事業は平成25年度より新規採択を終了し、段階的に廃止することとしている。	039
(9)	家庭・事業者向けエコリース促進事 業(平成23年度)(関連:25-2)	-	-	-	1、2	家庭及び事業者(大企業を除く)が、環境省が定める基準を満たす低炭素機器をリースにより導入した際に、リース料総額の3%又は5%(東北三県に係るリース案件については10%)を補助する。リース料の一部を助成し、家庭・業務・運輸部門における低炭素機器の普及拡大を図ることにより、経済成長を促進するとともに、地球温暖化対策を加速化させる。補助事業者の事務費を除く予算額17.5億円に対し、低炭素機器導入のリース料への補助率は3%又は5%であることから、低炭素機器の設備投資額約340億円の効果があると見込む。	322
(10)	世界に貢献する環境経済の政策研 究 (平成21年度)(関連:25-41)	-	-	-	1、2	環境関連産業の市場規模、雇用規模等の大幅拡大の実現に向けた我が国のグリーン経済、グリーン成長の進捗確認、政策研究、情報整備・発信等を行う。	309
(11)	地域低炭素投資促進ファンド創設 事業善(平成25年度)(関連25-2)	-	-	-	1、2	一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を動員するため、以下の業務を行う基金を造成する。 (1)出資事業 リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶものが多いこと等に起因するリスクが高く民間資金が十分に供給されていない低炭素化プロジェクトについて、CO2削減効果を審査・評価し、民間資金による投資の呼び水とすべく、サブファンド、SPC等に出資する基金を民間団体等に造成する。 (2)利子補給事業 金融機関の融資に環境配慮を組み込むことにより、環境金融の拡大を推進するとともに、融資における利子負担を軽減することにより、低炭素化プロジェクトにおける資金調達を円滑化するため、金融機関を通じて地球温暖化対策に係る費用について利子補給を行う。利子補給対象は、金融機関が、①企業の環境格付を通じて金利を優遇する環境格付融資、又は②融資判断に当たってプロジェクトによる環境影響の調査等を求める環境リスク調査融資を行うもの。	006

### 3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率

	基準値		目標値		年度ごとの目標値			
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度
地方公共団体	-	-	100%	H27年度	-	-	-	100%
上場企業	-	-	約50%	H27年度	-	-	-	約50%
非上場企業	-	-	約30%	H27年度	-	-	-	約30%

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-36)

別紙1

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進				担当部局名	環境計画課				作成責任者名 (※記入は任意)	岡谷 重雄	
施策の概要	地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定推進と地域における地球温暖化対策の取組を支援することにより、低炭素な地域づくりを推進するとともに、公害防止計画に基づく取組を支援するなど、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上						
達成すべき目標	すべての都道府県・政令市・中核市・特例市において地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を推進するとともに、具体的な対策の実施等を通じ低炭素な地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。				目標設定の考え方・根拠	地球温暖化対策推進法に基づき、都道府県・政令市・中核市・特例市は実行計画(区域施策編)を策定することとされている。また、公害財特法に基づき環境大臣が公害防止対策事業計画の同意を行うこととされている。				政策評価実施予定時期	平成26年6月	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
	1	都道府県・政令市・中核市・特例市における地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定率		100%	24年度	100%	-	-	-		-	地球温暖化対策推進法に基づき、実行計画(区域施策編)を策定することとされているため。
2	政令市・中核市・特例市以外の市町村における地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定率		増加傾向の維持		-	-	-	-	-	政令市・中核市・特例市以外の市町村においても、できるだけ多くの市町村において実行計画(区域施策編)が策定され、地球温暖化対策が推進されることが、低炭素な地域づくりのために重要であるため。		
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
3												
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
4												
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等					平成25年行政事業レビュー 事業番号		
	23年度	24年度										

(1)	公害防止計画策定経費 (昭和45年度)	5百万円 (1百万円)	3百万円 (1百万円)	2百万円	-	公害財特法に基づき環境大臣が公害防止対策事業計画(公害防止計画のうち事業に関する部分)の同意を行う。同意を得た計画に記載された事業に対し公害財特法に基づく国の財政上の特別措置を講じ、公害防止計画を推進することにより、環境に配慮した地域づくりを促進する。	289
(2)	地方公共団体実行計画実施推進 事業費 (平成22年度)	75百万円 (62百万 円)	101百万円 (80百万 円)	92百万円	1・2	マニュアルを通じて、地方公共団体に対し技術的助言を提供し、説明会を開催することで、計画策定に関する地方公共団体の理解を増進させる。また、説明会等の機会を得られた地方公共団体の要望や、平成22～24年度で検討した低炭素化手法などを盛り込む形で、地方公共団体地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定マニュアルの改定を行うことで、計画策定を促進する。	290
(3)	チャレンジ25地域づくり事業 (平成23年度)(関連:25-2)	-	-	-	1・2	技術は確立されているが、効果検証がされていない先進的対策について、事業性・採算性・波及性等の実証等を行うことにより、低炭素な地域づくりのための具体的な取組を支援する。	031
(4)	低炭素化に向けた事業者連携型モ デル事業 (平成23年度)(関連:25-2)	-	-	-	1・2	事業者間の相互連携による温室効果ガスの削減を実証することにより、低炭素な地域づくりのための具体的な取組を支援する。	046
(5)	再生可能エネルギー等導入推進基 金事業(グリーンニューディール基 金) (平成24年度)(関連:25-2)	-	-	-	1・2	平成21年度に造成した地域グリーンニューディール基金制度を活用し、地域主導での再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利用した自立・分散型のエネルギー供給システムの導入を推進することを通じて、災害時においても地域ごとに住民の安全や都市機能を最低限保持できる、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりに資する。	033
(6)	地域循環型バイオガスシステム構 築モデル事業(農林水産省連携事 業) (平成25年度)(関連:25-2)	-	-	-	1・2		新25-003
(7)	住民参加による低炭素都市形成計 画策定モデル事業 (平成25年度)(関連:25-2)	-	-	-	1・2		新25-004

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(環境省25-37)

施策名	目標8-3 環境パートナーシップの形成				担当部局名	民間活動支援室	作成責任者名 (※記入は任意)	宮澤俊輔		
施策の概要	国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体が、環境保全に関してそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上				
達成すべき目標	各主体間のネットワークが構築され、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を通じて環境パートナーシップが形成される。			目標設定の考え方・根拠	・第4次環境基本計画（第1部第2章、第2部第1章他） ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（第3章他）		政策評価実施予定時期	平成26年6月		
測定指標	基準値		目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
1 協働取組の実施数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	多様な主体が、相互に協力・連携した協働取組を行い、多様な成功事例を全国各地に創出する本事業の成果として、協働取組の実施数を指標とする。ただし、当該事業は、地域の多様な主体がパートナーシップの下で、主体的に持続可能な地域づくりを進めることを目的にしていることから、協働取組の多寡のみで成果を表すことは適当でなく、目標値は設定できない。
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額) (百万円)		25年度 当初 予算額	関連する指 標	達成手段の概要等	平成25年度 行政事業レビュー 事業番号				
	23年度	24年度								
(1) 地域活性化を担う環境保全活動の協働取組促進事業(平成25年度)	-	-	100	1	NPO、企業、行政等による協働取組のモデル事業を実施し、ガイドラインの作成等、協働取組の促進を図る。	新25-029				
(2) 環境NPO等ビジネスモデル策定実証事業(平成21年度)	52 (50)	44	31	1	環境NPO等、民間活動の自立に向けた支援として環境保全且つ王事業等に対して支援を行い、環境NPO等民間活動の促進を図る。	292				
(3) 地球環境パートナーシッププラザ運営(平成8年度)	83 (83)	77	77	1	「環境教育等促進法」第19条に基づき、地球環境パートナーシッププラザの運営を通じて、広く国民、民間団体に対して環境教育や環境保全活動、協働取組等に関する情報提供、助言、交流等の場の提供を行う。	291				
(4) 地方環境パートナーシップ推進費(平成18年度)	78 (78)	91	148	1	「環境教育等促進法」第19条に基づき、全国8箇所の地方環境パートナーシップオフィスの運営を通じて、広く国民、民間団体に対して環境教育や環境保全活動、協働取組等に関する情報提供、助言、交流等の場の提供を行う。	294				

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(環境省25-38)

施策名	目標8-4 環境教育・環境学習の推進				担当部局名	環境教育推進室	作成責任者名 (※記入は任意)		
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通して、学校・家庭・地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上			
達成すべき目標	「持続可能な開発のための教育(以下、ESD)」活動の参画促進や活性化を促すとともに、国連大学の「ESDの地域拠点(以下、RCE)」づくり等の事業を支援することで持続可能な社会づくりの担い手育成を図る。また、企業が行う社員向け環境教育の強化や教職員及び地域の環境活動リーダーによる地域の学校教育の支援、大学生等将来の環境教育の担い手育成を図るほか、東日本大震災の経験と新たなESDの取組などを世界へ発信することで環境教育・環境保全活動の底上げを図る。				目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他)</li> <li>環境教育等による環境保全の取組に関する法律(第3章他)</li> <li>「持続可能な開発のための教育の10年」実施計画(第4章他)</li> </ul>	政策評価実施 予定時期	平成26年6月	
測定指標	基準値		目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 環境教育等促進法第8条の1に基づく各都道府県及び政令指定都市において作成する行動計画数	-	-	-	-	-	-	-	-	ESDの推進や環境教育及び環境保全活動の促進の成果とする統一的な指標が存在しないことから、環境教育等促進法第8条の1に基づく各都道府県及び政令指定都市において作成する行動計画数を指標とするが、行動計画の多寡のみで成果を表すことは適当でなく、目標値は設定できない。
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額) (百万円)		25年度 当初 予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成25年度 行政事業レビュー 事業番号			
	23年度	24年度							
(1) 環境教育強化総合事業 (平成25年度)	179 (172)	102	102		ESD活動の活性化や促進のための施策の推進、企業が行う環境保全活動及び社員向け環境教育への支援、教職員や地域の環境活動リーダーへの環境教育研修、大学生等将来の環境教育の担い手育成、環境カウンセラー登録制度を活用した市民団体等への助言・指導等、総合的な施策を展開することで持続可能な社会づくりを環境教育の面から推進する。	296			
(2) 大震災の経験を踏まえた持続可能な社会づくり事業(平成24年度)	-	68	21		東日本大震災の経験を踏まえ、新たなESDの取組などを世界へ発信することで環境教育・環境保全活動の促進を図る。	297			
(3) 地域活性化を担う人材育成事業(平成25年度)	-	-	183		ESDに従った小中学生向け環境教育プログラムの作成、教職員NPO、事業者、行政等によるワークショップの開催を通じたプログラムの検証や理解の深化、出前授業等を活用した教育現場等での実証の実施により、持続可能な社会を担う人材を育成する。	新25-030			
(4) 環境教育推進事業 (平成25年度)	-	7	5		環境カウンセラーに対して環境分野の最新の情報や技術に関する研修を実施し、その活動を支援することで、市民活動や事業者に対する環境保全活動等に対する適切な助言活動等を行い、地域の環境保全活動の促進を図る。	296			
(5) 国連大学拠出金 (平成18年度)	160 (160)	160	160		国連大学が進めるRCE事業の支援やProSPER.Netの強化事業に対して拠出協力することで、世界規模でのESD推進を図り、国際社会への貢献を果たす。	295			